

## 令和3年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 令和3年(2021年)8月2日(月)14:00~16:00
- 2 場 所 滋賀県大津合同庁舎 6A会議室
- 3 出席者 山本委員長、柴原委員、大平委員、佐藤委員、住本委員  
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

### 4 会議概要

#### ■開会

定刻となりましたので、ただ今から「第1回 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を開催いたします。

開会にあたりまして、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導いじめ対策支援室室長大林が御挨拶申し上げます。

#### ■あいさつ

(大林室長)

皆様こんにちは。滋賀県教育委員会事務局、幼小中教育課、生徒指導いじめ対策支援室の大林でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

当委員会は平成25年度の「いじめ防止対策推進法」の制定後、法に基づき平成26年に発足し、今年度で4期目、8年目を迎えました。各委員の皆様には、4期目を昨年に引き続きお引き受けいただき、誠にありがとうございました。重責を担っていただくこととなりますが、委員の皆様の御経験や御見識をたいへん心強く思っております。どうぞよろしく申し上げます。

当委員会は、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、また、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うための組織でございます。

本日はまず、1つ目に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動といじめ対策の取組について、2つめには滋賀県におけるいじめの状況について委員の皆様から御意見をいただき、いじめ防止等のための対策について、前年度より御協議いただいている中途退学を防止するための取組についてや、いじめに関する効果的なアンケートの実施等、より実効的な取組について御意見をいただきたいと思っております。

その後、3つ目に滋賀県立学校のいじめ事案について、審議をしていただく予定です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えます。さらには、人権を侵害する行為であり、命に関わる問題であると大変重く受け止めております。

私ども県教育委員会といたしましても、子どもたちが安心して学校生活を送り、健全に成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に尽力してまいり所存でございます。どうぞ忌憚のない御意見をよろしく願います。

委員会の開催にあたりまして、はなはだ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## ■会議の成立確認

(委員長)

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立します。本日は、委員全員の御出席をいただいておりますので、調査委員会は成立することを報告させていただきます。

## ■会議の公開・非公開について

(委員長)

議事に入ります前に本日の会議の公開非公開について確認させていただきます。本日の会議は、運営要領第5条第1項同条第2項の規定によりまして、議題①、②については公開とさせていただくこととし、議題③については非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

異議なしとのことですので、本日の会議につきましては、提案のとおり、部分公開とさせていただきます。傍聴人、報道の皆様には御理解いただきまして、御協力をお願いいたします。

## ■議題

議題① 令和3年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について

(委員長)

それでは、議題①「令和3年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動といじめ対策の取組について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について

まず、当委員会の役割について確認させていただきます。

いじめ防止対策推進法の条文(抄)を1ページ、2ページに掲載しております。本委員会はこのいじめ防止対策推進法、第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例により設置しております。

3ページに滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例を掲載しております。設置については、第1条のとおりです。

所掌事務としましては、条例第2条です。当委員会では、法第14条第3項に定めるもの、つまり、教育委員会の諮問に応じて、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため」の審議を行っていただくことと、法第24条、法第28条に関する調査をしていただくことの2つとなります。

続いて、当委員会の運営要領に進ませさせていただきます。5ページを御覧下さい。第1から第3条に関しては先に説明させていただきましたので、第4条、議事録の作成までといたします。

会議の議事録を事務局が作成します。委員の皆さんには内容の確認をお願いすることになりますので御協力をお願いいたします。

会議の公開について6ページを御覧ご覧ください。

運営要領、第5条ですが、当委員会の会議は原則として公開とします。

ただし、法第24条、法第28条の調査、つまり、県立学校において発生したいじめ事案の調査内容を議事とするときには、非公開となります。この規定に則り本日の議題③以降は非公開となります。

同様に、議事録等の公開については、要領第6条のとおり、作成しました会議の議事録については原則、公開させていただきます。非公開となるのは、基本的には、法第24条、法第28条の調査と第3項にありますとおり、滋賀県情報公開条例第6条に該当する場合があります。なお、議事録については県教育委員会ホームページに掲載いたします。

#### ○重大事態の対応について

続きまして、重大事態について御説明いたします。7ページをご覧ください。

重大事態が発生した場合、この、「重大事態に係る調査実施要領」に従って、調査を実施していただくこととなります。

まず、1の「重大事態」の意味ですが、

##### ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑われる場合

これは、法第28条1項1号に示されていることから、1号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「生命心身財産重大事態」と呼ばれています。

②相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、これは、法第28条1項2号に示されていることから、2号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「不登校重大事態」と呼ばれています。

この1号、2号に該当しないものの、③のように、

③児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあった場合「重大事態」として取り扱うこととなります。

このような「重大事態」が発生したときには、2の調査の目的にありますとおり、当該事案への対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施していただきます。

その際、調査の主体を決定する必要があるございます。

調査の主体については、別冊の参考資料1、国の「いじめ重大事態ガイドライン」を御覧下さい。その6ページ、上から2つ目の○のところ、調査組織の種類を参照して下さい。

調査の主体は①学校の設置者の主体と②学校が主体の2種類となります。この①の学校の設置者が主体となる場合が当委員会による調査となります。

7ページに戻っていただいで、3に、本調査委員会が調査を実施する基準を示しています。簡単に説明しますと、

①学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合。

②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。

③学校の調査報告が不十分であった場合。

④第三者性が求められる場合。

以上、4つの基準で教育委員会が判断し、当委員会に必要な応じて調査を依頼します。

具体的な調査方法については、4詳細調査の(1)～(6)に示しているとおりです。特に8ページの(6)の部分でございりますが、①「子ども目線に立って、子どもの最善の利益を目指す」ことを調査の留意点として確認させていただきます。

このようにして、調査していただいた内容については、次の、5 調査結果の報告ですが、報告書としてとりまとめ県教育委員会に答申していただくことになります。報告書が県教委に入り、(2)に示す通り、被害児童生徒、保護者、(加害児童生徒、保護者にも)に報告します。この際、生徒・保護者から意見を聞き、その意見を添付し、最終的に知事へ報告することとなります。  
※知事は必要に応じて再調査を実施することがあります。

説明は以上ですが、10ページには、今説明させていただいた、調査審議の流れを、まとめております。

また、11ページには、県立学校で実際にいじめ事案が発生した場合の対応をフロー図で示したものです。

以上が重大事態の対応についてでございます。

資料には13ページから32ページまで滋賀県いじめ防止基本方針を掲載しております。

以上が令和3年度の滋賀県立いじめ問題調査委員会活動についてです。

また、いじめ防止への取組として、一昨年度末に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会が出された県立高等学校におけるいじめ重大事態の調査報告書の中で、「中途退学に係る指導のガイドライン等は示されていない。県教委として中途退学に係る有効な指導の方策を検討する必要がある。」と再発防止に向けての提言がされています。

この提言を受けて、まず、生徒が不登校になったり、中途退学したりすることを防ぎ、すべての生徒が充実した高校生活を送れるようにするためのガイドラインを作成し、昨年度末に各県立学校に周知しました。

さらに、昨年第1回調査委員会で委員からご意見をいただいた、入学時に困った時に相談できるところを生徒に伝えておくことについても、今年度の新入生の入学前オリエンテーションで各学校より保護者あてに周知しました。

また、いじめにかかるアンケートをより効果的なものにするためのマニュアルの作成等についても昨年より御協議を重ねていただいているところでございます。

今年度も引き続き、いじめの未然防止、早期発見のための実践的な取組について議論を深めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

ただいまの事務局からの当委員会の役割についての説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

昨年 1 年間やってきたことですので、今、質問があるとは思いませんが。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思います。

議題② 令和 2 年度滋賀におけるいじめの状況について  
(事務局)

続きまして、滋賀県におけるいじめの状況について説明いたします。資料 33 ページをご覧ください。

まず、令和元年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、すでに昨年秋に公表しておりますデータに基づいて説明させていただきます。

(1) 令和元年度のいじめの総認知件数についてです。

小・中学校および県立学校のいじめの総認知件数は、前年度より 950 件増加し、過去最高の 7,797 件、1,000 人あたりの認知件数は 50.8 件でした。

グラフでは、平成 27 年度からの状況を示しております。

また、校種別ではすべての校種で平成 30 年度より認知件数が増加しました。

(2) 続きまして、令和 2 年度のいじめの状況につきましては、令和 2 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を県内でとりまとめ、文科省に報告いたしました。現在、公表に向けて準備中でございますので、具体的な数値に関しては申し上げられませんが、年度当初の 2 か月間の休校の影響はあったと推測されるものの、小・中学校および県立学校のいじめの総認知件数は増加しております。

いじめの認知件数が多いことは、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と文部科学省同様の評価をしています。

今まで以上に、教員の意識が高まり、教員間で情報共有が進み、早期発見、早期対応の取組をしていただいている成果と考えています。

議題③ 令和 3 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について  
(委員長)

議題③「県立学校のいじめ事案について」、に移ります。運営要領第 5 条第 2 項の規定によりまして、申し訳ございませんが、ここで、傍聴人・報道関係の皆様には御退席をいただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

委員長からの説明のとおり、これより非公開とさせていただきますので、報道関係の皆様は御退席をいただきます。会議は 16 時をめぐりに終了いたします。

以下、非公開